

## 第 9 回太宰府市まちづくり市民会議幹事会

平成 24 年 9 月 5 日（金） 19：00～

於 市役所 4 階 403 会議室

出席者：原田・大藤・中島・大森・笠利・古賀・平嶋・船越・前田・御笹・山崎・吉田

欠席者：

1. 開会

2. 前回の市民会議の振り返り

3. 今後の幹事会の作業内容について

4. その他

次回幹事会 平成 24 年 月 日（ ） 時～ 会議室

■課題テーマの分析シート 議会

課 題 や 不 満 等

<p><b>28.議会(議員)に望む姿</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会が市民の方を向いてない</li> <li>・個人の御用さきになっている</li> <li>・将来展望の具体的イメージを描く(高齢者福祉、居住環境等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政と議会の慣れあい・候補者の討論の場がない</li> <li>・委員会、議会で議論の過程の公開(葛藤があるくらいでないでないと議会にならない)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会は市民の意見を聴くこと</li> <li>・議会(議員)は二元代表制の機能が果たされていない・議論・検討が不十分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会討論が熱心でない</li> <li>・議会は意思があるのか</li> <li>・結果として何もやっていない</li> </ul>
---	---	---	--

	1班	2班	3班	4班	5班	6班	7班	集約
なぜ	・政策決定のプロセスが不明					・議会報告会がなされていない(少ない)		<p><b>過程の公開</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策決定のプロセスが不明</li> <li>・議会報告会がなされていない</li> </ul>
		・熱心な議員もいる。悪い議員のことが目立っている	・議員の争点起こしの意欲に欠ける ・議会は二元代表であるが、議員は市民の代表者ではなく、市民代弁者である ・立法権を理解してない ・伝わってこないから ・市民にとって身近でないから	・議員の目が地元ばかりに向いていて、市全体に及んでいない ・市民が地元の利益になることばかりを考えている ・立法と監視	・市民も議員も二元代表制が理解できていない	・議員の職務の明確(何をする人なのか) ・仕事の内容が住民に見えない ・議会は市民意識を知ることが大事 ・住民と議会、議論が遠い		<p><b>議会(議員)の姿の現状</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の争点起こしの意欲に欠ける</li> <li>・立法と監視</li> <li>・二元代表制が理解できていない</li> <li>・議員は市民の代弁者である</li> <li>・議員の職務の明確</li> <li>・熱心さが伝わってこない</li> <li>・市民にとって身近でない</li> <li>・仕事の内容が住民に見えない</li> </ul>
							・市民の意識が低い。	<p><b>市民の問題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の意識が低い</li> </ul>
解決の方向	・重要な案件(市民への公聴会、住民投票)		・質問を事前に通知しない	・議員を選ぶシステムの改善	・請願及び陳情を市民による政策提案を位置づける		・公聴会を開くべき	<p><b>システム</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な案件は市民への公聴会、住民投票とする</li> <li>・質問を事前に通知しない</li> <li>・議員を選ぶシステムの改善</li> </ul>
		・議員が市民に接する場や方法がない(あるが知らない、利用されていない) ・議事録が各公民館配置されている→知られていない ・傍聴の機会をどう増やすか ・議会のネット公開必要 ・情報を知る啓発が必要 ・議会の運営方法を市民も理解する		・議員と市民が話し合える場をつくる	・議会情報公開の徹底 ・市民に対する説明責任 ・議会での経過説明を個人見解ではなく、議会での審議内容をしめせ ・市民に対する議会報告会の開催の義務化	・議会報告は定期的に個人が実施する ・市民との対話をする ・市民の声を聞く際に定例日を設ける ・市民へ定期的に報告会を実施する ・お互いに対話する仕組み(住民、議会の双方)		<p><b>報告、情報提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員と市民が話し合える場をつくる、場があることを伝える</li> <li>・議会のネット公開</li> <li>・議会の運営方法を市民も理解する</li> <li>・市民に対する議会報告会の開催の義務化、定例日を設ける</li> </ul>
	・私利私欲に走らず、貢献する意識		・不安、不信感から安心、頼れる議員へ ・自分の損得よりも“市民のために”向くべき。住民の“課題解決”のために	・議員の資質を向上させる取り組み ・議会(員)アドバイザー制度	・憲法93条第2項ののっとして活動をする(二元代表制) ・二元代表制がわからない人は議員になるな			<p><b>望む姿、資質向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私利私欲に走らず、貢献する意識</li> <li>・不安、不信感から安心、頼れる議員へ</li> <li>・自分の損得よりも“市民のために”向くべき。住民の“課題解決”のために</li> <li>・議会(員)アドバイザー制度</li> <li>・法93条第2項ののっとした活動</li> </ul>

■課題テーマの分析シート 議会

課 題 や 不 満 等

<b>29.議員の資質</b> ・不勉強、不熱心、競争がない ・議員の質疑に問題がある	・議員によって、質問しないで報酬をもらっている。定数を減らしても意味がない	・議員は志を高く持ち、命をかけなければ ・レベル低すぎ	・市民会議等に関心がない
---	---------------------------------------	--------------------------------	--------------

	1班	2班	3班	4班	5班	6班	7班	集約
なぜ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名誉職と認識している</li> <li>・議員が不勉強</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会改革及び議会基本条例に対する認識不足</li> <li>・議員の勉強不足、不熱心、競争がない</li> <li>・市民に信頼され存在感のある議会ではない</li> <li>・議員自身の自己研鑽と資質向上の不足</li> <li>・議会は議員による討論の広場であることの認識不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定機関としてアプローチが弱い（不勉強）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・能力・意識</li> <li>・名誉職と認識している</li> <li>・議会改革及び議会基本条例に対する認識不足</li> <li>・議員の勉強不足、不熱心、競争がない</li> <li>・市民に信頼され存在感のある議会ではない</li> <li>・議員自身の自己研鑽と資質向上の不足</li> <li>・議会は議員による討論の広場であることの認識不足</li> <li>・意思決定機関としてアプローチが弱い</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民は議会に無関心</li> <li>・選んだ側にも問題</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・御用ききにしている市民</li> <li>・市民の関心が低い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の関心が低い</li> <li>・選ぶ市民がわるい</li> <li>・選び方がわるい（地区代表に偏りすぎ）</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の問題</li> <li>・市民の関心が低い・御用ききにしている市民・選ぶ市民がわるい</li> <li>・選び方が悪い（地区代表に偏りすぎ）</li> </ul>
解決の方向		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員は市民の困りごと不満や不安を聞く</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の政治論理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強リーダーシップ（考え方、表現力）</li> <li>・議員の力不足、現状が理解できていない。税金を増やす方法を！将来のまちづくりの展望を！</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニフェスト、有言実行。</li> <li>・市（市民）の利益を考えて行動すべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・望む姿、意識</li> <li>・議員は市民の困りごと不満や不安を聞く</li> <li>・強リーダーシップ(考え方, 表現力)</li> <li>・マニフェスト、有言実行</li> <li>・市(市民)の利益を考え行動すべき</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長、議員の任期制</li> <li>・議員研修会</li> <li>・市民の傍聴も可とする</li> <li>・市民講師</li> <li>・市民は市議を育てよう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会から全議員への話を聞く場、制度を作る</li> <li>・議員の問題は市民の投票行動の問題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欠格投票方式</li> <li>・議員評価委員会を設置する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争を生み出すために議会を土日開催にし、サラリーマン議員などを増やす</li> <li>・市民が傍聴しやすいように議題などを分かりやすくし、集まりやすい日時にする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員研修の充実強化</li> <li>・議員相互間の自由討議による合意形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己の政策を訴える方法の開発。支持者以外との対話</li> <li>・議員は常に市民に対して、どういうまちにしたいのかを語る</li> <li>・賛否だけでなく、議会として恥じない意思を示す必要がある。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価</li> <li>・欠格投票方式</li> <li>・議員評価委員会を設置する</li> <li>・能力向上・意識啓発の方法</li> <li>・議会の土日・休日開催</li> <li>・議員相互間の自由討議による合意形成</li> <li>・自治会から全議員への話を聞く場、制度</li> <li>・市長、議員の任期制</li> <li>・議員研修の充実強化</li> <li>・市民講師</li> <li>・市民が市議を育てる</li> <li>・自己の政策を訴える方法の開発</li> <li>・市民に対して、どういうまちにしたいのかを語る</li> <li>・議会として恥じない意思を示す</li> </ul>

課 題 や 不 満 等

<b>30.議会(議員)の数</b> ・議員 18 名は多すぎる	・議員によって、質問しないで報酬をもらっている。定数を減らしても意味がない
-------------------------------------	---------------------------------------

	1 班	2 班	3 班	4 班	5 班	6 班	7 班	集約	
なぜ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落の代表の議員が問題→全体を考える人へ</li> <li>・議員の仕事があいさつになっている</li> </ul>						<b>議員の姿の現状</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落の代表の議員が問題→全体を考える人へ</li> <li>・議員の仕事が挨拶になっている</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価方法</li> <li>・効果と報酬がマッチしていない(不均等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働いていないように思える(市民の期待に応えていない)</li> </ul>				<b>評価</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価方法。効果と報酬がマッチしていない(不均等)</li> <li>・働いていないように思える(市民の期待に応えていない)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会派の存在は問題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立候補者が少ないのが問題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員数ギリギリの候補者数</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員数が多すぎる。7万市民→18名は多い</li> <li>・多すぎるとは必ずしも思わない。</li> </ul>		<b>議員の数</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立候補者が少ないのが問題</li> <li>・定員数ギリギリの候補者数</li> <li>・議員数が多すぎる。7万市民に18名は多い</li> <li>・多すぎるとは必ずしも思わない</li> </ul>
解決の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員定数は15人にする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員定数を減らして競争力をつける→資質が上がる</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・減らせばいいという問題ではない</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の数、人口比率で定員を決める</li> <li>・7小学校→各2名の14名が良好と考える</li> <li>・議員の数は小学校校区2名の計14名でよい</li> <li>・適正な人員を常に監督する仕組みづくり</li> <li>・多世代の議員が活動できる仕組みが必要</li> </ul>		<b>議員の数</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員定数は15人</li> <li>・7小学校に各2名の14名</li> <li>・人口比率で定員を決める</li> <li>・議員定数を減らし競争力をつける</li> <li>・減らせばいいという問題ではない</li> <li>・適正な人員を常に監督する仕組みづくり</li> <li>・多世代の議員が活動できる仕組み</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬を上げ少数精鋭とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員定数と給与と仕事の関係を考える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やった仕事に対して報酬を払うべき</li> <li>・日当制</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員は70歳まで、給金400～500万。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の評価制度の導入</li> </ul>	<b>報酬、評価制度</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員定数と給与と仕事の関係を考える</li> <li>・やった仕事に対して報酬を払うべき・日当制</li> <li>・議員の評価制度の導入</li> <li>・報酬を上げ少数精鋭とする</li> <li>・議員は70歳まで、給金400～500万</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の問題は市民の投票行動の問題</li> <li>・地域活動が票になっている⇔議会での発言は知らない⇒議会の姿で投票する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任期を2期までにする。次の世代、子ども達へバトンタッチを</li> </ul>						<b>市民が選ぶ方法</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の問題は市民の投票行動の問題</li> <li>・地域活動が票になっている⇔議会での発言は知らない⇒議会の姿で投票する</li> <li>・任期を2期までにする。次の世代、子ども達へバトンタッチを</li> </ul>

■課題テーマの分析シート 議会

課題や不満等

<p><b>31.議会運営</b>                  ・反問権【首長ほか職員が、議長の許可により議員の質問に対して論点・争点を明確にするため、反問することができる権利】が必要</p>	<p>・市議会の議論が休憩中に行われ大事な事が決まっている                  ・議会事務局の独立性                  ・政務調査費のあり方</p>	<p>・議員の評価制度を導入する                  ・議会の夜、休日開催</p>	<p>・議員によって、質問しないで報酬をもらっている。定数を減らしても意味がない</p>
---	---	--	--

	1班	2班	3班	4班	5班	6班	7班	集約
なぜ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執行部側の説明がない</li> <li>・議員が市長の顔色をうかがっている</li> <li>・暫時休憩が多発、市民の見えないところで重要なことが決まる</li> <li>・議会をなめている（執行部が）</li> <li>・議会と執行部のなれあい</li> <li>・議会運営はストーリーが事前に決まっている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に議員の活動が見えない</li> <li>・結論ありきの話し合いがある→順番、根回し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政務調査費報告がズサンすぎる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議論することが重要なのに議論されない（議員にも勉強が必要）</li> <li>・評価内容が難しいのでつくりにくい</li> </ul>				
解決の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案件によっては夜間祝日に開催も（子育てなど）</li> <li>・日当制にする案もある（矢祭町）3万×30=90万</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会を、夜・休日開催にする</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が集まりやすい日に議会を開催する</li> <li>・各委員会は市民が傍聴しやすい夜間、休日に開催する</li> </ul>		<p><b>開催日</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てなど案件によっては、夜間や土日、休日に開催にする</li> <li>・日当制</li> <li>・議員の仕事を市民へ伝えるための情報発信</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・反問権を作ること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議論される議会（議員にもっと勉強してほしい）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常任委員会・特別委員会に対する参考人制度</li> <li>・公聴会制度の導入</li> <li>・政務調査費は議員個人に交付</li> <li>・市民の議会参加システムをつくる</li> <li>・議員自身の資質向上の為にも市民にわかりやすい議会にする為にも一問一答方式の導入</li> <li>・市長及び市職員に対する反問権の付与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議論できる議会にするため反問権が必要</li> <li>・力関係でない対等な形の議論を保障するルールづくり</li> <li>・評価制度を設ける。・議会、・市役所、・住民？</li> <li>・議員の評価で報酬を決める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項（案件）は、議会の場で討議すべき（休憩中はNG）</li> </ul>	<p><b>議会運営のルール、方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議論できる議会にするため反問権が必要</li> <li>・常任委員会・特別委員会に対する参考人制度</li> <li>・公聴会制度の導入</li> <li>・市民の議会参加システム</li> <li>・一問一答方式の導入</li> <li>・対等な形の議論を保障するルール</li> <li>・評価制度</li> <li>・重要事項（案件）は、議会の場で討議すべき（休憩中はNG）</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方議員の仕事を市民が理解する、整理する</li> <li>・議員個人のHPか新聞の情報公開が必要</li> <li>・議論の経過が公にされるようにしてほしい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政務調査報告書の書式基準を厳格にする（予算の他、報告書、レポート作成を報告会）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価制度ではなく、レポート報告会など考えをさらす場をつくる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政務調査費による活動状況の市民に対する報告の義務化</li> </ul>			<p><b>情報公開</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政務調査報告書の書式基準を厳格にする（予算の他、報告書、レポート作成を報告会）</li> </ul>
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会事務局の体制整備→議会事務局の調査・法務機能の強化システムの確立</li> </ul>			<p>議会事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会事務局の体制整備→議会事務局の調査・法務機能の強化システムの確立</li> </ul>

課 題 や 不 満 等

<b>32.情報公開</b> ・市民に対して、議会としての議会（定例会）報告が行われていない	・「広聴」「広報」もない（HP 持っている議員が 3 名） ・議会運営状態の明確化	・議員の賛否が全く不明・透明性が大事 ・議員がどのような活動をしているか知りたい	・議員としての仕事をどれだけの議員がしているのか ・活動報告を義務化
---	--	---	---------------------------------------

	1 班	2 班	3 班	4 班	5 班	6 班	7 班	集約	
なぜ	<ul style="list-style-type: none"> <li>知らせる意識がない</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>議員が市民のニーズを知らない。市民も議員の活動を知らない</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>議員個人の活動が広く知られていない、知らせていない</li> </ul>		<b>情報公開の現状</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>知らせる意識がない</li> <li>議員が市民のニーズを知らない</li> <li>市民も議員の活動を知らない</li> <li>議員個人の活動が広く知られていない、知らせていない</li> </ul>	
解決の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員が本当の姿、政策・・・が気楽に聞ける場が欲しい（議会として）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員と市民の対話の場を作る（批判ではなく、理由を聞く）</li> <li>地域に議員を呼ぶ方法（公平に呼ぶルール）</li> <li>議員と自治会の関係を作る（公開討論会）</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>市民、市民団体、NPO 等との意見交換の場の設置</li> <li>議員及び市民が自由に情報及び意見を交換システムの確立</li> </ul>			<b>意見交換の場の設置</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>議員と市民の対話の場を作る</li> <li>地域に議員を呼ぶ方法</li> <li>市民、市民団体、NPO 等との意見交換の場の設置</li> <li>議員と自治会の関係を作る（公開討論会）</li> <li>議員及び市民が自由に情報及び意見を交換システムの確立</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>公式の活動報告会の義務化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会の開催を市民に知らせる</li> <li>議会報告では物足りない⇒議会、傍聴をする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民が知りたいならば、知ろうとする関心から行動へ移せばよい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知りたい側、知らせる側の努力が必要</li> <li>報告会が必要（議員個人ではなく議会全体の）</li> <li>傍聴サービスの向上（資料配布など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員活動の情報の提供</li> <li>議会活動に関する情報公開の徹底</li> <li>議員活動の情報の提供</li> <li>市民に対する説明責任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会活動の報告の義務化。</li> <li>議員は年に 4 回ほど議会に報告する。</li> </ul>			<b>情報共有</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>議会活動の報告の義務化</li> <li>住民が知りたいならば、知ろうとする関心から行動へ移せばよい</li> <li>知りたい側、知らせる側の努力が必要</li> <li>傍聴サービスの向上（資料配布など）</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>情報を住民の身近な場所におく</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>賛否の理由をわかるようにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民がもっと議会に関心を持つような広報活動に努めてほしい</li> <li>議会広報の充実→情報技術の発達をふまえた多様な広報手段の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会（会議）、議会便り、ホームページなど従来の方法の他に、市民との新しい対話方法を考える</li> <li>議論の透明性の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>HP を持つべき（公開すべき）</li> </ul>		<b>情報共有の方法</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報を住民の身近な場所におく</li> <li>賛否の理由をわかるようにする</li> <li>市民がもっと議会に関心を持つような広報活動に努める</li> <li>議会（会議）、議会便り、ホームページなど従来の方法の他に、市民との新しい対話方法を考える</li> <li>議論の透明性の確保</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>休憩中の話し合い→議事録にのらない</li> <li>対策が必要→休憩を話の途中に作らない</li> <li>議論は会議中に行う（意識が必要）</li> <li>反問権があれば議員が勉強する</li> </ul>							<b>意見交換のルール</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>議論は会議中に行う（休憩中の話し合いは議事録にのらない）</li> <li>反問権があれば議員が勉強する</li> </ul>

# 太宰府市自治基本条例(仮称)

## まちづくり市民会議 ニュース 8号

### “議会”における問題の解決方法を議論しました

#### プログラム

- 19:00 ◆ 開会あいさつ  
 19:05 ◆ 幹事会の報告  
 19:15 ◆ 分析から条例への道筋の説明  
 19:30 ◆ 「議会」の解決方法を議論  
 1) 手順の説明  
 2) グループ作業  
 3) 発表  
 21:00 ◆ 閉会

太宰府市における住民自治の基本ルールを定める『自治基本条例(仮称)』づくりの第8回まちづくり市民会議が、平成24年8月23日(金)に中央公民館4階多目的ホールで開催され、42人の参加がありました。

今回は、まず総合調整役の加留部氏より、対馬市を事例に、課題や不満などの分析が条例に盛り込むべき要素に至る道筋(プロセス)について説明がありました。

そして、集約された課題等の中から“議会”をテーマに、課題や不満などが出ている原因を考えながら、「どうするか？」解決方法を話し合いました。

#### 次回のお知らせ

日時: 9月26日(水) 19:00~21:00  
 場所: 中央公民館 多目的ホール  
 「課題テーマの分析」

★お問い合わせ先★ 太宰府市総務部 協働のまち推進課  
 TEL: 092(921)2121 FAX: 092(921)1601  
<http://www.city.dazaifu.lg.jp/>

#### 市民会議の流れ

##### 第1回 条例制定の取り組み方

H24. 1. 16(月) いきいき情報センター  
 ・条例の制定の手順と  
 市民会議の役割と体制

##### 第2回 参加者の構成と会議の進め方

H24. 2. 2(木) 中央公民館多目的ホール  
 ・参加者の範囲  
 ・会議の進め方

##### 第3回 市民会議の体制

H24. 3. 7(水) 中央公民館多目的ホール  
 ・幹事会の役割と構成

##### 第4回 市民会議の体制

H24. 4. 19(木) 市役所4階大会議室  
 ・幹事会の役割と構成  
 ・幹事会の設置

##### 第5回 市における課題の抽出

H24. 5. 24(木) 市役所4階大会議室  
 ・自治基本条例制定の経緯と動機  
 ・市における課題や不満等

##### 第6回 市における課題の確認

H24. 6. 29(金) 中央公民館多目的ホール  
 ・課題や不満等の集約内容の点検

##### 第7回 市の課題を深める

H24. 7. 27(金) 中央公民館多目的ホール  
 ・課題テーマ“情報共有”の分析

##### 第8回 分析から条例への道筋

H24. 8. 23(金) 中央公民館多目的ホール  
 ・分析から条例への道筋  
 ・課題テーマ“議会”の分析

## 幹事会の報告

8月8日と17日に幹事会を開催し、第7回まちづくり市民会議における「情報共有」の分析結果を整理しながら、今後の分析作業の進め方と、その分析結果の行き先（条例に盛り込むべき内容）について議論しました。

幹事会では、市民会議において「問題の解決方法」を集め、それをもとに、条例の項目への

振り分けを検討していくことを決めました。

そのためにも、他の自治体の条例の構成とその内容の大まかな基本的枠組みを学ぶことの必要性が話されました。そこで、課題テーマ毎の分析作業が条文へつながっていくことを、加留部先生に説明してもらい、市民会議全体で学んでいくことを決めました。

## 分析から条例への道筋の説明

これまでの作業が条例案につながっていくことを、対馬市で条例制定のコーディネーターをやられた加留部さんに説明してもらいました。



### 加留部氏の解説

太宰府市のこれまでのプロセスを振り返ると、日常的な不満等を整理し、全体の共通理解を得てから、原因や解決方法を分析しています。このような進め方は非常に丁寧で、かつ熱心に取り組んでいることは誇るべきものだと思います。

対馬市も「島」という地理的、歴史的な特色を生かしたまちづくりの推進を規定しながら条文の構成を作っていました。例えばみなさんが分析した「情報共有」は「第5章 情報の共有、参画及び協働」に当たるかと思いますが、実際の条文の言葉の背景などがまったく異なりますし、それがみなさんが議論していることです。

これまでの取り組みが、条例制定への土台、要素を引き出していると思います。課題などの分析から解決方法を導き出す作業を進めていきましょう。

## 議会の問題の解決方法を議論

幹事会で整理した集約表の“議会”に関して、問題や不満などが出ている原因を考えながら、解決方法について意見を出し合いました。



最後に、班内で整理した結果を前に貼りだし、主に議論になった内容を発表しました。





■議会基本条例

平成24年9月

項目	夕張郡栗山町議会 平成18年5月18日施行	大分県議会 平成21年3月30日施行	久留米市議会 平成20年12月26日施行	春日市議会 平成21年4月1日施行	佐賀市議会 平成21年3月26日	嬉野市議会 平成21年6月22日施行
目的	第1章 目的 第1条 目的	第1章 総則 第1条 目的 第2条 基本理念	第1章 目的 第1条 目的	第1章 総則 第1条 目的 第2条 基本理念	第1章 総則 第1条 目的 第2条 最高規範性 第3条 議会の活動原則 第4条 議員の活動原則 第5条 議長の活動原則	第1章 総則 第1条 目的
役割と機能		第2章 議会の役割と機能 第3条 議決 第4条 政策立案及び政策提案 第5条 監視及び評価 第6条 調査及び公表 第7条 知事等との関係		第2章 市議会 第3条 市議会の使命 第4条 市議会の運営 第5条 市議会の評価		
活動の原則	第2章 議会・議員の活動原則 第2条 議会の活動原則 第3条 議員の活動原則	第3章 議会運営の原則 第8条 運営の原則 第9条 委員会 第10条 検討組織の設置 第4章 議員活動の原則 第11条 議員の職責 第12条 議員活動と役割 第13条 会派	第2章 議会、議長及び議員の活動原則 第2条 議会の活動原則 第3条 議長の活動原則 第4条 議員の活動原則 第5条 会派	第3章 議員 第6条 議員の使命 第7条 附属機関の委員の兼職 第8条 倫理等の保持		第2章 議会及び議員の活動原則 第2条 議会の活動原則 第3条 議員の活動原則
住民と議会	第3章 町民と議会の関係 第4条 町民参加及び町民との連携	第5章 県民との関係 第14条 県民意思の反映 第15条 県民への説明責務 第16条 広報広聴	第3章 市民と議会の関係 第6条 市民参加及び市民との連携	第4章 市民と市議会 第9条 市民参加の推進 第10条 広報機能の充実	第2章 市民との関係 第6条 市民との関係の基本原則 第7条 議会広報の充実 第8条 議会報告会	第3章 市民と議会の関係 第4条 市民参加及び市民との関係 第5条 議会報告会
執行部と議会	第4章 町長と議会の関係 第5条 町長等と議会及び議員の関係 第6条 町長による政策等の形成過程の説明 第7条 予算・決算における政策説明資料の作成 第8条 法律第96条第2項の議決事項		第4章 市長等と議会及び議員の関係 第7条 市長等と議会及び議員の関係 第8条 重要政策等の説明 第9条 政策評価 第10条 議決事項の拡大	第5章 市議会と市長等 第11条 市長等との関係 第12条 市議会への説明 第13条 市長等の反問	第3章 市長等との関係 第9条 市長等との関係の基本原則 第10条 市長等による政策等の形成過程の説明 第11条 予算及び決算の審議における政策説明 第12条 市政に係る重要な計画の議決等	第4章 行政と議会の関係 第6条 議会と市町等執行機関の関係 第7条 議会審議における論点情報の形成 第8条 予算及び決算における政策説明
討議	第5章 自由討議の拡大 第9条 自由討議による合意形成		第5章 議員間討議 第11条 議員間討議			第5章 自由討議の保障 第9条 議員間の討議による合意形成 第10条 政策討論会
政務調査費 (政務活動費)	第6章 政務調査費 第10条 政務調査費の交付、公開、報告		第11章 政務調査費 第18条 政務調査費		第4章 議会の機能の強化 第13条 会派 第14条 政務調査費 第15条 議会改革の推進 第16条 専門的事項に関する調査 第17条 議員研修の充実強化 第18条 議会図書室 第19条 議会事務局の体制整備	第6章 政務調査費 第11条 政務調査費の執行及び公開
議会改革	第7章 議会改革の推進 第11条 議会改革推進会議 第12条 交流及び連携の推進 第13条 議会モニターの設置					
議会・議会事務局の体制整備	第8章 議会・議会事務局の体制整備 第14条 委員会等の適切な運営及び一般会議の設置 第15条 調査機関の設置 第16条 議会サポーターの協力 第17条 議会図書館の設置、公開 第18条 議会事務局の体制整備 第19条 議会研修の充実強化 第20条 議会広報の充実		第12章 議会事務局の体制整備 第19条 議会事務局の体制整備 第20条 議会図書室			第7章 議会及び議会事務局等の体制整備 第12条 議会による研修の充実強化 第13条 議会事務局の体制整備 第14条 議会広報の充実 第15条 議会図書室の充実 第16条 予算の確保
委員会活動			第6章 委員会の活動 第12条 委員会の活動 第7章 所管事務調査 第13条 所管事務調査			
研修			第8章 議員研修 第14条 議員研修の充実強化			

広報			第9章 議会の広報 第15条 議会広報の充実		
政治倫理	第9章 議員の身分・待遇・政治倫理	第6章 議員の倫理	第10章 議員の政治倫理及び定数	第5章 政治倫理	第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇
身分	第21条 議員定数	第17条 議員の倫理	第16条 議員の政治倫理	第20条 政治倫理	第17条 議員の政治倫理
定数	第22条 議員報酬 第23条 議員の政治倫理	第18条 政治倫理基準の遵守	第17条 議員定数		第18条 議員定数 第19条 議員報酬
条例の位置づけ	第10章 最高規範性及び見直し手続き	第7章 最高規範性	第13章 補則	第6章 見直し手続き	第9章 最高規範性及び見直し
	第24条 最高規範性	第19条 最高規範性	第21条 条例の位置付け	第21条 見直し手続き	第20条 最高規範性
	第25条 議会及び議員の責務		第22条 見直し手続き		第21条 見直し手続き
見直し	第26条 見直し手続き	第8章 補則			
		第20条 別に条例で定める事項			
		第21条 検討			

■自治基本条例条項

自治体名 名称	●福岡県筑紫野市 市民自治基本条例 平成22年6月29日条例第23号 平成23年6月29日施行	●佐賀県基山町 まちづくり基本条例 平成22年9月30日条例第22号 平成23年4月1日施行	●福岡県嘉麻市 自治基本条例 平成22年6月29日条例第8号 平成22年12月28日施行	●福岡県北九州市 自治基本条例 平成22年9月30日条例第30号 平成22年10月1日施行
基本原則	前文 第1章 総則 第1条 目的 第2条 定義 第3条 基本原則 第4条 条例の位置づけ	前文 第1章 総則 第1条 目的 第2条 用語の定義 第3条 条例の位置づけ	前文 第1章 総則 第1条 目的 第2条 条例の位置づけ 第3条 定義	前文 第1章 総則 第1条 目的 第2条 条例の位置づけ 第3条 定義 第4条 基本理念 第5条 自治の基本原則
役割と責務	第2章 市民等及び議会、市長等の 第1節 市民等 第5条 市民等の権利 第6条 市民等の責務 第2節 議会 第7条 議会の権能 第8条 議会の役割及び責務 第3節 市長等 第9条 市長等の役割及び責務 第10条 市長等の政策活動の原 第11条 財政運営等 第12条 説明責任及び応答の責 第13条 法務原則 第14条 職員の責務	第2章 基本的な考え方 第4条 基本理念 第5条 まちづくりに参加する権 第6条 協働の原則 第7条 情報の共有 第8条 説明責任 第3章 役割と責務 第9条 町民の役割と責務 第10条 町民活動団体及び地域 コミュニティの役割と責務 第11条 事業者の役割と責務 第12条 議会の役割と責務 第13条 町の役割と責務 第14条 町長の責務 第15条 町職員の責務	第2章 基本原則 第1節 基本理念 第4条 基本理念 第2節 基本原則 第5条 市民自治の原則 第6条 情報共有の原則 第7条 協働の原則 第8条 公正、公平の原則 第3章 市民の権利及び責務 第9条 市民の権利 第10条 市民の責務 第11条 事業者等の責務	第2章 市民 第6条 市民の権利 第7条 子どもの自治へのかかわ り 第8条 市民の責務 第9条 事業者の責務
協働と情報共有	第3章 情報の公開及び共有等 第15条 情報の公開及び共有等 第4章 市民参加制度 第16条 住民投票制度 第17条 審議会等の委員 第18条 政策形成及び実施過程 への参加 第19条 市民提案	第4章 協働の仕組み 第1節 町民提案制度 第16条 町民提案制度 第2節 まちづくり計画 第17条 まちづくり計画の策定 第18条 まちづくり計画への支 援等 第3節 情報公開 第19条 情報の公開 第20条 予算の公表 第21条 財政状況の公表 第4節 協働の推進 第22条 協働の推進 第23条 重要な計画等への参加 第24条 町民参加の方法 第5節 町民投票 第25条 町民投票	第4章 議会の役割及び責務 第12条 議会の役割及び責務 第13条 開かれた議会運営 第14条 議員の責務 第5章 市長等の役割及び責務 第15条 市長の責務 第16条 市の役割及び責務 第17条 職員の責務 第18条 審議会等の運営 第6章 情報の共有等 第19条 情報公開及び情報提供 第20条 説明責任及び応答責任 第21条 個人情報保護 第22条 救済機関等 第7章 参画及び協働 第23条 市民参画の推進 第24条 男女共同参画の推進 第25条 子どもの参画の推進 第26条 参画の対象 第27条 参画の方法 第28条 協働の推進	第3章 議会 第10条 議会の基本的役割 第11条 議会運営 第12条 議員の責務 第4章 市長等 第13条 市長等の役割及び責務 第14条 職員の役割及び責務 第5章 市政運営 第1節 市政運営の基本原則 第15条 計画的な行政運営 第16条 法務 第17条 財政運営 第18条 行政評価 第19条 付属機関の委員等の選 第20条 苦情等へ対応するた めの仕組み 第21条 情報共有の仕組み 第2節 市政への市民参画 第22条 市民参画の制度の整備 第23条 パブリックコメント手 続 第24条 市民の意見及び提案 第25条 住民投票
行政評価と条例見直し	第5章 協働及び地域コミュニティ 第20条 市民等の公益活動との 連携 第21条 地域コミュニティ活動 の推進 第22条 安全安心 第6章 雑則 第23条 他の自治体等との連携 及び協力 第24条 条例の検証等 附則	第5章 行政評価及び改善制度 第1節 行政評価 第26条 行政評価 第2節 改善制度 第27条 基山町まちづくり推進 審議会 第3節 条例の検討及び見直し 第28条 条例の検討及び見直し 第6章 補則 第29条 委任	第8章 コミュニティ 第29条 コミュニティ活動の尊 重 第30条 コミュニティ活動の支 援 第31条 学校と地域との連携協 第9章 住民投票 第32条 住民投票の実施 第33条 住民投票の発議及び請 第10章 国その他の機関との連携 第34条 国及び県との連携協力 第35条 他の地方公共団体及び 関係機関との関係 第36条 市外の人々との交流 第11章 条例の見直し 第37条 条例の検討及び見直し 第38条 自治推進委員会の設置 第39条 委員会の組織等 附則	第6章 コミュニティ 第26条 コミュニティ活動のあ り方 第27条 コミュニティへの支援 等 第7章 国、他の地方公共団体等 との関係 第28条 国、他の地方公共団体 等との関係 第8章 条例の見直し 第29条 条例の見直し